物 自 黨車 -運送約:

第二章 総則(第一条・第二条) 第二章 運送業務等(第三条-第五十九条) 第二節 司受け(第二条=第五条) 第三節 積付け、積込み又は取卸し(第十六条) 第四節 貨物の受取及び引渡し(第十七条-第二十 四条) 第九節 事故(第二十七条-第二十十条) 第九節 重絡運輸(第五十二条-第三十七条) 第九節 連絡運輸(第五十二条-第五十九条)

4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。 第一条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。 3 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。 (事業の種類)

(適用範囲)

通則運送業務等

第 第 一 章

する場合には、店頭 、あらかじめ店頭に現に掲示します。

ません。 (運送の順序) ません。 (運送の順序) ません。

(引渡期間)
(引渡期間)
(引渡期間)
(引渡期間)
(引渡期間)
(引渡期間)
(引渡期間)
(引渡期間運貨及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の強数は一日とします。
三 集配期間集荷及び配達をする場合にあっては、各一日の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

節

(貨物の種類及び性質の確認) (貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同き申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

お店は、前項の規定により点検をした場合において、貨3当店は、前項の規定により点検をした場合において、4当店が、第二項の規定により全じた損害の賠償をします。4当店が、第二項の規定により点検をした場合において、4当店が、第二項の規定により点検をした場合において、60分割の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

運送の

(送り状等) (送り状等)

ートその他をの皆いたあっては、その名称及び電話番号を含む。)

三 運送の扱種別
四 運賃、料金(第三十二条に規定する積込料及び電話番号を含む。)

三 運送の扱種別
四 運賃、料金(第三十二条に規定する積込料及び電話番号という。) の額その他その支払に関する事項 工 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番目に代金で、運送人の承籍を得て、とができます。この場合においては、貨物の種類及び価額 上 品代金の取立でを委託するときは、その旨 本 高価品については、貨物の種類及び価額 工 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号 大 高価品については、貨物の種類及び価額 上 品代金の取立でを委託するときは、その旨 上 品代金の取立でを委託するときは、その旨 上 は一次では、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと が送人は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと が送人は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと お番号 は 当店が第一項の送り状の交付の必要がないと 認めたときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

(高価品及び貴重品)
(高価品とは、次に掲げるものをいいます。
(高価品及び貴重品)
(高価品とは、次に掲げるものをいいます。

るところにより、当該貨物の運送をします。 第十条、当店は、荷送人が運送の中込みをするに当たり、運 第一条、当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運 第一条、当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運

(荷造り) (荷造り) (荷造り) (荷造り) (荷造り) (荷造り) (荷造りを井一条 荷送人は、貨物の件質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りを支なければなりません。 当店は、貨物の荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

(外装表示)

(外装表示)

第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二 品名
三 個数
三 個数
三 個数
回 その他運送の取扱いに必要な事項
できます。

(特殊な管理を要する貨物の輸送) 第十三条 当店は、特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。 すること。 一 当店において、集荷、特込み又は受取の目時を指定すること。

(危険品についての特則)
(危険品についての特則)
(危険品についての特別)
(危険品については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の外部の人の情報という。

して運送することがあります。 第十五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物目を貨物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物目の連絡運輸又は利用運送)

第十六条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行い、(積付け、積込み又は取卸し) **第三節** 積付け、積込み又は取卸し 荷送人又は荷受人の負担とします。 おは、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除さい。シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用のシート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用の活は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、ます。

第四節 貨物の受取及び引渡し

(受取及び引渡しの場所) (受取及び引渡しの場所) (受取及び引渡地において荷受人又は荷受人の指定 た又は到達地において荷送人又は荷送人の指定 先又は到達地において荷送人又は荷送人の指定 たては到達地において荷送人又は荷送人の指定

(管理者等に対する引渡し) 第十人条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。 一 荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業負又はこれに弾する者 こ 船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに弾する者

第十九条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又
 第十九条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該がかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしないことがあります。

第11十条 当店は、荷受人を確知することができない場合は、第21十条 当店は、荷受人に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告することができない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を住に、方では、行び人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を住る、といば、企業なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を信息、できない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め貨物の受取をに規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

(引渡不能の貨物の寄託)

第二十一条 当店は、荷受人を確知することができない場合
又は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その
資物を倉庫営業者に寄託することがあります。
当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅 がなく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅 いて、倉荷証券を作らせたときは、その証券の交付をもって て貨物の引渡しに代えることがあります。

4 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの は、第一項の規定により音託をした貨物の引渡しの は、第一項の規定により音託をした貨物の引渡しの は、第一項の規定により音託をした貨物の引渡しの は、第一項の規定によります。

(引渡不能の貨物の競売)
(引渡不能の貨物の競売)
(引渡不能の貨物の競売)
(引渡不能の貨物の競売)
(引渡不能の貨物の競売)
(引渡不能の投定により貨物の競売をしたときは、第一項又は第一項の規定により貨物の競売をしたときは、第一項又は第一項の規定により貨物の競売をしたときは、第一項又は第一項の規定により貨物の競売をしたときは、第一項又は第一項の規定により貨物の競売をしたときは、第一項又は第一項の規定により貨物の競売をしたときは、第一項又は第一項の規定により貨物の競売をしたときは、第一項又は第一項の規定により貨物の競売をしたときは、第一項又は第一項の規定により貨物の競売をしたときは、第一項又は第一項の規定により貨物の競売をしたときは、第一級では第一級で規定により貨物の競売をしたといる。

マは第二十条第二項の場合において、第二十十変質(やすいものは、その手続によらず、おかいときは、その手続によらず、わせて、これを売却することがありって、第二十十変質(やすいものであって、第二十十変質(やすい)

第二十五条 荷送人は、当店に対し、貨、第二十五条 荷送人の他の処分につき指図をする場合において、当受人が貨物の引張た場合において、当ただまでは、行使することがの請求をしたときは、行使することがのますをしたという。

(指図に応じない場合) (指図に応じないときは、遅滞なく、2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、2 前項の規定により、指図に応じないときは、必あります。

第二十七条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対第二十七条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求め

き。 ・ 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したと ・

営業所その他の事業所の店頭に掲示します。 2 個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、定める運賃料金表によります。 定める運賃料金表によります。 (運賃及び料金)で、当店が別に(運賃及び料金)

(運賃、料金等の収受方法)
第三十一条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。
2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後きは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後ます。
3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することを認めることがあります。

含む。)に応じて、当店が別に定める料金を収受します。 会む。)に応じて、当店が別に定める料金を収受した時間をに規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を「一般人又は荷受人の資の違いより待機した時間 (荷送人又は荷人)なは荷受人の資により待機した時間 (荷送人又は荷人)な情報・当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、(待機時間料)

(運賃請求権)
(運賃請求権)
第三十五条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により減失し、若しくは相当程度の損傷を生じたとき又は当店が責任を負う事由により減失したときは、当該減失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い具します。
2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって減失したときは、運賃、料金等の全額を収受します。

(責任と挙証) (責任と挙証) (責任と挙証)

第六節 事故

第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。
 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(事故証明書の発行)

(事故証明書の発行)

(事故証明書を発行します。たどきは、その貨物の引渡地間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

運賃及び料金

受します。 第三十二条 当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収 第三十二条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた (積込料又は取卸料)

##科の支払いを請求することがあります。 な引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日 を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日 までの期間に対し、年利十四、五パーセントの割合で、延 ##科の支払いを請求することがあります。

第九節

連絡運輸

(事故等と運賃、料金) (事故等と運賃、料金) は荷受人に払い戻します。

第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた 貨物であって当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの減失又は損傷について、当店に対し損 音に該当するものであることを証明しなければなりません。 一 荷送人が貨物を詰めたものであること。 一 コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。て、第十三条第二号の規定に基づき付添人が付された場合作、第十三条第二号の規定に基づき付添人が付された場合第四十一条 当店は、特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

(荷送人の申告等の責任) (荷送人の申告等の責任)

人はその損害を賠償しなけれて、当店は、送り状等の記載の不完全等については、その責任を負いてのいては、その責任を負いては、その責任を負いをしていては、その責任を負いをしている。 大者しくは外装表示等の記載で に不備であったために生じた4 気いません。 ではが損害を被ったときは、世界が関係であったという。 ではなりません。 ン。 3ったために生じた損害 は外装表示等の記載又は (任) 荷送

(免責)

(高価品に対する特則)
第四十五条 高価品については、荷送人が申込みをするに当第四十五条 高価品については、荷送人が申込みをするに当減失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。 店が知っていたとき。 傷又は延着が生じたとき。

(責任の特別消滅事由) 第四十六条 当店の貨物の一部減失又は損傷についての責 低は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消 低は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消 機及は一部減失があった場合において、貨物の引渡しの 目から二週間以内に当店に対してその通知を発したとき は、この限りではありません。 2 前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に 一部減失又は損傷があることを知っていたときは、適用し ません。

週間を経過する日まで延長されたものとみなします。 間間を経過する日まで延長されたものとみなします。 対験しの印から 三週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発引渡しの日から 三週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部減失があった旨の通見することのできない損傷又は一部減失があった旨の通見を受けたときは、荷送人が判する当店の責任に係る第一項ただし書の期間な経過する日まで延長されたものとみなします。

西

岐阜県大垣市田口町の運輸株式の

会社

たときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。又は重大な過失によって貨物の減失、損傷又は延着を生じ**第四十八条** 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意

第四十九条 当店の責任は、 第四十九条 当店の責任は、この全部減失の場合にあっての全部減失の場合にあっての全部減失の場合にあっての全部減失の場合にあっている。 2裁判上の請求がされないときは、にあっては、その引渡しがされる異任は、貨物の引渡しがされた日

します。
しませる
し

店は、当該貨物に関する一切の権利 第五十一条 当店が貨物の全部の価額。 (賠償に基づく権利取得)

を賠償し

こします。

(通し送り状等) 第五十二条 連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、 かつ、最初の運送を行う場合(以下この節において「連絡 運輸の場合」という。)において、当店が送り状を請求し たときは、荷送人は、全運送についての送り状を請求し たときは、荷送人は、全運送についての送り状を交付しな ければなりません。

(運賃、料金等の収受)

第五十三条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を収受します。ときまでに、金運送についての運賃、料金等を収受します。とき渡すときまでに、荷受人から収受することを認めることがあります。

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十一条第二項の規定を準用します。

に代わってその権利を行使します。連絡運輸の場合には、当店より後の運送事業者之人の権利)

の責任を負い 傷又は延着に 傷又は延着に の責任の原則

については、この運送約款の定めるところによります。
まを与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求
まを与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求
ころによります。ただし、貨物の減失、損傷
この定めるところによります。ただし、貨物の減失、損傷
法については、その事業者の運送約款又は運送に関する規
法については、との事業者の運送約款又は運送に関する規
法については、との事業者の場合には、他の運送事業者の行う運
第五十六条
連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運
第重法
第本十六条
連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運

送機関ごとに一日を知り渡**五十七条** 連絡運輸のとに、その運送約款又とれた4年 連絡運輸の(引渡期間)

第五十八条 連絡運輸の場合には、保 第五十八条 連絡運輸の場合には、保 着についての損害賠償は、その請求 着についての損害賠償は、その請求

対しても行うことができます。 **第五十九条**・連絡運輸の場合における (損害賠償請求権の留保)

第三章 附带業務

(附帯業務及び附帯業務料)
第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする選送事にが別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

(品代金の取立て) 第大十一条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の第大十一条 品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した 2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した 3 店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立てから、当店代金の取立ている。

第四章 付帯サービス

(付帯サービス)

(付帯サービス)

(付帯サービスとは別に、当店または当店が提携する第三者(以下「サービスとは別に、当店または当店が提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供する有料・無料の付帯サービスは気が特典(以下「付帯サービス」という。)を提供する有料・無料の付帯サービスはが特典(以下「付帯サービス」という。)を持事サービスに対していては、当店が書面その付帯サービスはがおサービスの利用等に関する規定等がある場合は、付帯サービスは輸送サービスの利用等に関する規定等がある場合は、付帯サービスは輸送サービスを利用できない場合があることを予め承認します。

(付帯サービスは、当店またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。